

信頼される教職員であるために

～不祥事防止に関する校内ルール～

1 生徒や保護者への連絡方法について

- ・ 生徒への連絡は、学校の固定電話から家庭の固定電話へ行う。
- ・ 保護者への連絡は、原則として家庭（緊急時は職場）の指定された電話に行く。学級や部活動等に関する連絡は、保護者通信アプリ（コドモン）を使用する。
- ・ 生徒の事故や怪我、急な体調不良等緊急やむを得ない場合は、保護者の携帯電話へ連絡をしてもよいが学校の固定電話から行う。但し、校外行事等の場合には、この限りではない。

2 生徒への個別指導について

- ・ 生徒へ個別指導をする場合は、できるだけ複数の教員で行う。
- ・ 簡易な指導において教員1人で指導する場合には、指導の内容（生徒名、場所、指導内容等）を他の者が知っている状態にする。
- ・ 生徒指導に関する内容は、生徒指導主事、管理職に報告する。

3 生徒の自家用車での輸送について

- ・ 教職員が生徒を自家用車で輸送することは、原則として行わない。
- ・ 緊急時、自家用車で送っていかなくてはならない場合には、管理職に必ず相談する。

4 個人情報に係る書類や電子データの取り扱いについて

- ・ 生徒や教職員の個人情報に係る書類や電子データを校外に持ち出すことは、原則として禁止する。
- ・ 個人のUSBは使用しない。やむを得ずUSB等により持ち出す場合には、校内専用のUSB等により、校長又は教頭に相談の上、「個人情報持出簿」に記入した後、校長の許可を得る。その際、持ち運びや保管については細心の注意を払うとともに、ウイルスへの感染にも十分注意する。
- ・ 許可なく校内のパソコン（パソコン教室も含む）にダウンロードをしてはならない。
※ 詳しくは、「情報セキュリティ対策（校内規定）」を参照。

5 生徒からの集金など現金の取扱について

- ・ 生徒や保護者から集金した現金については、速やかに通帳に入れる。
- ・ 都合で、しばらく現金を保管する際には、金庫に保管する。
- ・ 部活動等の会計については、集金・支出等を適正に行い、年度末には監査を受け保護者に報告する。

6 その他

- ・ 勤務中、スマートフォン等を必要の無いときは持ち歩かない、身に付けない。
- ・ 「教職員倫理」、「交通事故・交通違反」、「校内での情報管理」等についても、日頃から教職員同士で声を掛け合い、お互いに気をつける。

7 ○相談窓口(セクシュアル・ハラスメント等)

・湯原中学校 0867-62-2411 (担当 管理職)
・真庭市教育委員会 学校教育課 0867-42-1087
・県教育庁 義務教育課生徒指導推進室 086-226-7589
・県総合教育センター 生徒指導部 0866-56-9115
○相談窓口(体罰等)
・湯原中学校 0867-62-2411 (担当 管理職)
・真庭市教育委員会 学校教育課 0867-42-1087
・県教育庁 義務教育課生徒指導推進室 086-226-7589
・県教育庁 保健体育科 086-226-7592(部活動における体罰)